

新たな住宅セーフティネットの当面の課題と 取組みの方向性について

◆ 居住支援協議会での議論

- ・ 要配慮者の入居支援は入居後のトラブル等に対応する支援体制の構築が必要
- ・ 入居者と賃貸人の信頼関係づくりのためには、入居者を支援する主体が明確であることが必要

◆ 当面の課題と必要と考えられる取組み

◇ 居住支援の中心的な役割を果たす居住支援法人の指定などの体制づくり

(対応案)

- ・ 居住支援法人の指定の推進 (H31年2月末現在 1法人指定)
「長野県社会福祉協議会 (H31.1.25 指定)」

◇ 指定した居住支援法人による支援実績の蓄積と課題の共有

- ・ 具体的な支援活動の状況を収集し分析する仕組みづくり
- ・ 活動状況の分析を踏まえた居住支援協議会等における支援の検討

◇ 居住支援法人を通じた賃貸人、要配慮者(入居者)、支援者との信頼関係の構築

- ・ 居住支援協議会を通じた情報や意見の交換と課題の共有
- ・ 支援体制の見える化による賃貸人の安心感の醸成と登録住宅の促進

◇ 市町村や関係する他の協議会等との協働や連携

- ・ 居住支援協議会の構成団体の拡充の検討 (市町村等)
- ・ 居住支援につながる具体的な事業の検討

◇ 実効性のある賃貸住宅供給促進計画

- ・ 具体的な支援活動の実績を反映した内容の検討
- ・ 関連計画 (住生活基本計画及び高齢者居住安定確保計画など) との一連での検討